

今治市発注工事の前払金の使途拡大について（継続）

令和6年4月

今治市総務部契約課

本市では、前払金の早期支払を通じた早期の事業進捗や経済効果の発現を図る観点から、国の公共工事における取扱いに準じて平成28年度から実施している今治市発注工事の前払金の使途拡大の取扱いについて、令和6年度も継続して実施します。

記

1 前払金の使途拡大の内容について

当該工事の施工に要する現場管理費及び一般管理費への充当については、前払金の25%まで充当できることとしました。

2 適用対象

平成28年4月1日から令和7年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和7年3月31日までに払出しが行われるものについて、利用することができます。（中間前払金は含みません。）

*前払金の使途や払出手続きについては、前払金保証を受ける各保証会社にお問い合わせください。